HMRC、イングリッシュ・ウイスキーの認定規則を策定

全工程をイングランドで行い、オーク樽で3年以上熟成、アルコール度数40％以上で瓶詰めする規定。生産者の申請期間は90日

2026年11月12日（木）



英国歳入関税庁（HMRC）は、「イングリッシュ・ウイスキー」の名称を使用するための規則を定めたガイダンスを公表した。英国でこの名称を掲げてウイスキーを販売したい生産者向けに、正式な認定手続きが設けられた。

ガイダンスによると、法的枠組みは2022年11月23日に発効し、この日、英国の「UK Spirits Code」にイングリッシュ・ウイスキーの新たなカテゴリーが設けられた。この制度では、生産者は製品が所定の製造基準を満たすことを証明すれば、名称使用の認定を申請できる。

HMRCによると、イングリッシュ・ウイスキーは、酵母の働きで発酵させた麦芽穀物のもろみを原料

に、全工程をイングランドで行って製造しなければならない。原料由来の香りと味わいを保つため、アルコール度数94.8％未満で蒸留する必要がある。さらに、容量700リットル以下のオーク樽で少なくとも3年間熟成させ、アルコール度数40％以上で瓶詰めしなければならない。

この規則に基づく認定を求める生産者は、ウイスキーがこれらすべての条件を満たすことを示す必要がある。HMRCは、この制度により認定生産者が自社のスピリッツをイングリッシュ・ウイスキーとして販売できるようにするとともに、消費者に産地と製造基準への信頼を提供すると説明した。

ガイダンスは、業界の遵守スケジュールも定めている。HMRCによると、既存の生産者は認定を申請し、所定の手数料を支払うまでに90日間の猶予がある。移行期間は2028年5月11日までとされている。

イングランドでの蒸留が小規模な地元ブランドの枠を超えて拡大するなか、今回の措置により、イングリッシュ・ウイスキーは英国のスピリッツ規制の枠組みに正式に位置づけられる。名称を明確な製造方法と政府の認定手続きに結びつける規則は、蒸留業者だけでなく、ラベルや包装、販売資料にこの名称を使用したい瓶詰め業者や販売業者にも影響する可能性がある。飲料業界全体にとっては、成長するスピリッツカテゴリーの基準が明確になる一方、関連製品を扱う企業には、より具体的な遵守義務が課されることになる。

HMRCによると、UK Spirits Codeは同庁が他の規制機関の支援を受けて運用している。政府のガイダンスは、生産者に対し、詳細の問い合わせや認定申請についてHMRCに連絡するよう案内しており、追加情報は政府の公式ウェブサイトで確認できる。

これらの基準により、イングリッシュ・ウイスキーは、地理的要件と製造方法を組み合わせた他の保護対象スピリッツカテゴリーと並ぶことになる。全工程をイングランドで行うという要件に加え、原料、蒸留時の度数、熟成期間、樽の容量、瓶詰め時の度数に制限を設けることで、この名称を法的に使用できる製品の定義は狭く定められている。実際には、異なる穀物を使う生産者や、熟成期間や製造方法が異なる生産者も、ウイスキー風のスピリッツを製造し続けることはできるが、規則の条件を満たさない限り、イングリッシュ・ウイスキーの名称は使用できない。

消費者にとって主な効果となるのは、ラベルが示す内容の一貫性が高まることだろう。HMRCは、この名称によって産地と基準の両方を購入者に保証することを意図していると説明した。生産者にとっては、正式な認定を得るために収集・提出すべき証拠が明確になった。具体的には、スピリッツがイングランドで製造されたことや、製造の各段階が所定の上限・下限の範囲内にあることを示す証明が必要となる。

アルコール飲料の名称に関する規則は、市場競争のあり方を左右することが多く、この動きはその点でも重要だ。認定された名称は小規模生産者が製品を差別化する助けになる一方、市場参入に必要な事務的・生産上の要件を引き上げる可能性もある。イングリッシュ・ウイスキーの場合、認定手続きは承認を受けた生産者に販売上の優位性をもたらす一方、用語の誤用を避けるため、サプライチェーンの他の事業者にも表示、調達、記録管理の見直しを求める可能性がある。

HMRCは、新たな名称を設ける目的について、英国のスピリッツ業界で高い基準を維持しながら、イングランドのウイスキー生産者の発展と認知を支援することだと説明した。規則が明確になったことで、イングリッシュ・ウイスキーの名称を使用している企業、または使用を予定している企業は、

そのための条件をより明確に把握できるようになった。これらの条件は、より確実に執行されることになる。